

令和4年5月27日

保護者の皆様

伊勢原市教育委員会

新型コロナウイルス感染症への対応について(お知らせ)

日頃より本市の教育活動ならびに新型コロナウイルス感染症への対応につきましてご理解・ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

このたび、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」にマスク着用に関する考え方が追記されたことに伴い、改めて、市立小中学校における新型コロナウイルス感染症への対応についてお知らせいたします。

引き続き、ご家庭におきましても、お子様ならびにご家族の健康状態の確認、咳エチケットや手洗い等の基本的な感染症対策へのご協力をお願いいたします。

なお、これらの対応は、今後の感染状況及び国や県の動向等によって変更する場合がありますことを申し添えます。

1 感染症対策について

(1) 基本的な感染症対策

ア 感染源を絶つこと

(ア) 毎朝、お子様の健康状態、ご家族の健康状態の確認(検温等)をお願いします。

・発熱や咳などの風邪の症状がある場合は、自宅で休養させてください。

・家族に発熱や咳などの症状がある場合にも、お子様の自宅での休養をご検討ください。

(イ) 学校では、登校時、健康観察のカード等に記載された体温及び風邪等の症状の確認をします。

・発熱等が確認された場合には、速やかに早退をすることになりますので、学校から連絡が取れる体制を整えてください。

イ 感染経路を絶つこと

(ア) 手洗い等の徹底

・ハンカチやタオル等は2枚以上用意し、特に給食等の際の手洗い時には、清潔なハンカチ等を使用できるようにしてください。

・学校では、外から教室に入るとき、咳やくしゃみ、鼻をかんだとき、給食(昼食)の前後、清掃の後、トイレの後、共有のものをさわったときなどに、まめに手洗いを行うよう指導を徹底します。

(イ) 咳エチケット等の徹底

・身体的距離が十分に確保できないときは、マスクを適切に着用します。

・十分な身体的距離が確保できる場合や体育の授業では、マスクの着用は必要ありません。気温・湿度や暑さ指数が高い夏場においては、熱中症対策を優先し、マスクをはずすように指導します。

・マスクをはずしているときは、会話をひかえるようにし、咳やくしゃみをする際は、マスクやハンカチ・ティッシュなどで口や鼻をおおうように指導します。

《マスク着用の必要はない場面の例》

○身体的距離が確保でき、会話をほとんど行わない場合 ○登下校中 ○体育の学習中

○部活動中(体を動かす場合や、屋内でも距離の確保や換気が十分にできる場合)

○体育の学習以外で、体を動かす場合

○その他、健康状態等によりマスクをはずすことが望ましい場合

※気温・湿度や暑さ指数が高い夏場においては、熱中症対策を優先し、マスクをはずすように指導します。

(ウ)教室等の換気等

・学校では、教室等の換気や児童・生徒が「密接」状態にならないよう努めます。

(エ)多くの児童・生徒が手を触れる場所の消毒

・学校では、適宜、消毒液で消毒します。

ウ 抵抗力を高める

免疫力を高めるため、「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスのとれた食事」を心がけてください。

(2)感染が疑われる場合の対応について

○以下の場合には、速やかに学校にご連絡ください。

- ・お子様やご家族の陽性が判明した場合
- ・お子様やご家族に発熱等の風邪症状があり、PCR検査又は抗原検査を受ける場合
- ・お子様やご家族が感染したおそれがある場合
- ・お子様が濃厚接触者に特定された場合

○教職員、児童・生徒の感染が確認された場合、感染の状況に応じ、感染拡大防止のため、学級、学年または全校で臨時休業を実施する場合があります。

※学級閉鎖等、臨時休業中は児童コミュニティクラブの利用ができません。

(全校で臨時休業を行う場合は児童コミュニティクラブを閉所します。)

2 その他

◎ 次のような場合には欠席扱いではなく『出席停止』の扱いとすることができますので、学校に申し出てください。

- ・発熱等の症状があり学校を欠席する場合
- ・ご家族に発熱や咳の症状があるなど感染が疑われる場合
- ・お子様やご家族の感染が確認された場合
- ・お子様やご家族が濃厚接触者に特定された場合
- ・お子様やご家族が感染症の検査を受ける場合
- ・お子様やご家族が感染したおそれがある場合
- ・医療的ケアを必要とする場合
- ・基礎疾患等があり、主治医等から登校すべきでないと判断された場合
- ・ワクチン接種を受ける場合や、接種後に発熱等の症状が見られる場合
- ・保護者が感染予防等の観点から欠席させる場合

○児童・生徒及び教職員等が外部の方々と接触することを極力避けるため、不要不急の来校の自粛にご協力ください。なお、来校される場合は、マスクの着用・手洗い等のご協力をお願いします。

○感染拡大防止への配慮をしても、感染を完全に防ぐことはできません。感染者が発生した場合、急な臨時休業等で苦慮されることがあるかもしれませんが、うわさ等、風評被害が生じないように、冷静な対応をお願いいたします。

○新型コロナウイルス感染症に関連し、感染者や濃厚接触者及びマスク着用の有無等による児童生徒へのいじめ、偏見、差別防止に向け、学校でも指導をまいります。

○児童生徒本人の陽性が休日に判明した場合は、平日に学校へご連絡ください。

(令和4年4月6日付「オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた市立学校における児童生徒及び教職員の陽性が確認された場合の当面の対応」から変更)

担当課は 伊勢原市教育委員会
学校教育課・教育指導課
TEL 0463-94-4711(代表)